

用地管理課長	課 員	担 当
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

## 電 話 口 頭 記 録 簿

件 名	[REDACTED]に対する今後の対応について
日 ち	(1)平成 23 年 4 月 28 日 午前 10 時頃 (2)平成 23 年 4 月 28 日 午後 4 時頃
相手方	(1)東部農林事務所 治山課林地保全班 [REDACTED] (2)熱海市役所 建設課 [REDACTED]
内 容	<p>熱海市伊豆山で土採取・開発行為をしている [REDACTED] について、今後の対応を平成 23 年 11 月 10 日に関係各所で検討したところであるが、その会議で森林法での規制の可否について東部農林事務所担当者に訊ねたところ持ち帰り検討する、とのことであった。</p> <p>そこで、[REDACTED] に対して森林法での規制の可否について東部農林事務所 治山課林地保全班 [REDACTED] に電話連絡し、以下のとおり回答を得た。</p> <p>なお、[REDACTED] は 22 年度まで交通基盤部森林局森林計画課にあり、[REDACTED] については前所属においても関わっており経緯については承知しているとのことであった。</p> <p>(1)</p> <p>土 木：森林法第十条の二の 2 で、“…森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがある” 時には林地開発を許可しないことも可能のように読めるが、森林法において [REDACTED] の開発行為を規制することは可能か。</p> <p>農 林：森林法で [REDACTED] を規制するのは難しい。</p> <p>今年 3 月に熱海市の建設課・まちづくり課が県庁 土地対策課に来て今後の対応について検討した ([REDACTED] も同席)。そこで、熱海市と土地対策課で①これ以上土砂を入れさせないこと(土採取等規制条例) ②緑化を求めること(森林法) の 2 点を 23 年度に指導していくということになった。今後、熱海市が動き出すものと思われる。</p> <p>土木事務所として関わるのは都市計画法の 32 条協議。</p> <p>上記回答を得たため、熱海市役所建設課 [REDACTED] に電話連絡して以下を確認した。</p> <p>(2)</p> <p>熱海市：東部農林事務所 [REDACTED] の話のとおりで、土採取等規制条例第 13 条にかかる文書を [REDACTED] および施工業者に今日発出したところである。文書の回答期限は 5 月 16 日としている。今後、また動きがあったら土木事務所に連絡する。</p>

○森林法から抜粋

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一の一 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限られ、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(昭四九法三九・追加、平三法三八・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)